

お互いの人権と尊厳を尊重する

ハラスメントのない キャンパスを



千葉大学

千葉大学は、すべての学生および職員が個人として尊重され、平等かつ安心できる教育・研究・職場環境のもとで学習・勤務できるようにすることが責務だと考えています。

千葉大学はハラスメントが生じないように予防に取り組み、また、ハラスメントが生じた場合は、被害者の保護・救済および事態の改善に努めます。

ハラスメントとは

教育・研究・課外活動・職務等の関係において、相手に不快感や屈辱感、苦痛、不利益を与える不適切な言動のことです。たとえば・・・

セクシュアル・ハラスメント（キャンパスやコンパで）

①身体的接触

- ・成績評価や進学、人事をちらつかせながら触る。
- ・マッサージと称して相手の意に反して、あるいは偶然のふりをして触る。
- ・研究室やサークルの飲み会で女性にお酒を強要して触る。
- ・身体への暴力的接触。交際、性的関係を強要する。

②発言

- ・授業や指導で不必要に性的話題や性差別的発言を繰り返して学生に不快感、屈辱感を与える。

③行動

- ・執拗に食事やデートに誘ったり、性的内容のメールを送るなどして不快感、恐怖感を与える。
- ・指導するからと言ってホテルの部屋や自宅によびつける。

④環境

- ・共同研究室にヌード・ポスターを貼ったり、共用パソコンでポルノ画面を待ち受けにする。

⑤性差別的言動（ジェンダー・ハラスメント）

- ・「女性だからお茶くみは当然」などと言って、研究室や職場で性別によって差別的待遇をとる。

- ・「女性は結婚が一番だ」「男なんだからしっかりしなさい」などと固定的性役割意識の発言を繰り返して精神的苦痛を与えたり、指導や進学、待遇に差をつける。

⑥2次的セクハラ

- ・被害者の訴えに対して「彼女の方から誘ってきた」「彼女は男性関係がはでだね」など虚偽の噂を流して対抗・報復する。
- ・相談を受けた時、「あなたにもスキがあったのでは」「まさかあの人が」「それぐらい我慢したら」などと言って被害者の心を傷つけ、問題の解決を阻む。
- ・「あれは恋愛関係のもつれらしい」「不倫してたのかしら」などと憶測の噂を流し、被害者を孤立させる。

⑦セクシュアル・マイノリティに対して

- ・同性愛、トランス・ジェンダー、性同一性障害等に対して差別的発言や配慮のない待遇をする。

アカデミック・ハラスメント（研究室や学会で）

①教育において

- ・「放任主義だ」と言って必要な指導をしない。
- ・出身大学や所属研究室などで差別する。
- ・研究室のプロジェクトやイベントの仕事を、これも勉強だからと言って許容量を越えておしつける。
- ・人前で「馬鹿」「無能」「お前なんか大学をやめてしまえ」などと人格を否定するような暴言を吐いて精神的に追い詰め、研究意欲を失わせる。
- ・「実験優先だ」と言って就職活動をさせない。

②研究において

- ・正当な理由なく機器や薬品、資料を使わせない。
- ・データの捏造・改竄、研究費の流用など、不正行為を強要する。

- 共同研究の論文で、意に沿わない研究者の名前を無断で削除する。ほとんど関わっていない研究者の名前を共著者に入れるよう強要する。

③プライバシーの侵害

- 恋人や家族関係などプライベートなことを根ほり葉ほりきく。
- プライベートな行動につきあうよう強要する。

パワー・ハラスメント（職場で）

- 意に沿わない発言をした部下に、「来年もこの部署にいられると思うなよ」と威圧する。
- 一人では無理な量の仕事を命じ、「文句があるならさっさと辞めろ。お前の代わりはいくらでもいる」と毎日のように言う。

差別・人権侵害

- 出身、言語、障害、年齢等による差別。

ハラスメントだと思ったら

ハラスメントは、被害者にとっては、単に不快な体験であるだけでなく、人格や人間の尊厳を傷つけられ、深い屈辱感や心理的・身体的苦痛を受ける体験となります。時には深刻な後遺症が残ることもあります。早めに解決できるように、相談してください。

- 「不快だ」「いやだ」という意思表示をし、その場から離れましょう。
- もし、従属的關係の中で拒否できなかつたとしても、自分が悪いと責めないでください。あなたが悪いではありません。
- 周りの人もハラスメントだと思ったら、「いけない」「STOP!」の意思表示をしましょう。
- 不快な気持は心の中にため込まず、書きだしてみてください。（日時・場所・内容・目撃者など。記録は迅速な解決につながります。）
- ひとりで悩んだり、自分を責めたりしないで、周りの信頼できる人や相談員に相談して、問題の解決を図りましょう。

相談から解決までの流れ

相談を希望される方（被害者やその友人・知人を含みます）は、まずハラスメント相談窓口にご相談ください。相談窓口が相談者を相談員につなぐお手伝いをします。

専門相談員または学内相談員

- 相談を受け、解決策を検討します。
- 調停・調査を取り次ぎます。

ハラスメント対策委員会

- 調停をします。（当事者間の話し合いの仲介または立ち会い）
- 調査をします。（相談内容についての調査および解決策・救済措置の検討）

学長

- 調査結果に基づいて適切な救済措置を講じます。
- 環境の改善に取り組みます。

本学のハラスメントの防止等に関する規程等は、下記の学内向けホームページで閲覧できます。

<http://gakunai.jm.chiba-u.jp/jinji/sekuhara.html>

ハラスメント相談

以下の三つから、一番相談しやすい相談窓口を選んで相談してください。

- ①西千葉学生相談室・亥鼻学生相談室・松戸学生相談室をとおして相談する。
- ②外部相談員に相談する。
- ③学内相談員に直接相談する。

相談に際しては、プライバシーを保護し、守秘義務を厳守します。

相談窓口

学生相談室：西千葉生協トラベルセンター2階
(043) 290-2235

月～金曜日 9時～17時

亥鼻キャンパス学生相談室：亥鼻総合教育研究棟1階
(043) 226-2784

月・火曜日 16時10分～17時40分

松戸キャンパス学生相談室：緑風会館1階（保健室隣）
esoudan@office.chiba-u.jp

外部相談員による相談窓口

平成21年から各キャンパスにおいて外部相談員（臨床心理士）による相談を開始しました。

外部相談員による相談の予約は、以下で受け付けています。

hrrsm-soudan@office.chiba-u.jp

相談の場所・曜日・時間帯、相談員については、下記の学内向けホームページでご確認ください。

<http://gakunai.jm.chiba-u.jp/jinji/sekuhara.html>

学内相談員による相談

学内相談員の連絡先を、下記の学内向けホームページで確認し、学内相談員に直接ご相談ください。

<http://gakunai.jm.chiba-u.jp/jinji/sekuhara.html>